

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所 第 1 委 員 会 室	
		担 当 職 員 坂 田	
日 時	平成 2 5 年 9 月 2 5 日 (水曜日)	開 議	午 前 1 0 時 3 0 分
		閉 議	午 後 4 時 2 0 分
出 席 委 員	明 田 ○ 酒 井 苗 村 竹 田 藤 本 眞 継 立 花 西 口		
理 事 者 出 席 者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 赤間経営企画課長 小笹医事課長 西田環境市民部長 中川環境市民担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策担当課長 中西環境政策課副課長 辻村環境クリーン推進課長 野々口市民課長 吉田保険医療課長 山口保険医療課副課長 野々村高齢者医療係長 正心国保給付係長		
事 務 局	阿久根副課長 坂田		
傍 聴 者	市 民 - 名	報 道 関 係 者 - 名	議 員 - 名 ()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

～ 1 0 : 3 5

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第 1 8 号議案 平成 2 4 年度病院事業会計決算認定

< 病院事業管理者 >

概略説明

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

～ 1 1 : 3 2

[質疑]

< 苗村委員 >

電子カルテの導入効果は。

< 病院事業管理者 >

平成 2 4 年 1 2 月に始動し、受付方法の変更に患者の戸惑いがあるなか、職員を配置し対応した。医師も慣れるまでは、入力画面に向かいがちであったが、現在はスムーズである。効果としては医師の指示が確実に全部署に伝わり、共有化が図れた。

< 苗村委員 >

導入による苦情は。

< 病院事業管理者 >

予約制であるが、新患等により予約時間の遅延が発生している。眼科では何時間

も待たせる事態が生じたため、予約制を変更した。また、患者より入力画面を向いている医師のクレームがあったが、現在は来る時間や検査予約がスムーズになったと好評である。

< 竹田委員 >

医師確保について、今後の見通しは。

< 病院事業管理者 >

昨年度は府立医大の教授が決まらなく、医師派遣に医局が積極的に動けず非常勤医師すら派遣がなかったため、民間の医師に非常勤で救急や外来をお願いした。それに伴い医局からの場合に比べ、給与が若干高く給与費がアップしたところである。医局とも話しあう中で取組みを進め、今後とも太い筋を崩すことなくいききたい。また、近畿大学におられた内科医師を糖尿病内科専門医で迎え、糖尿病内科を増設した。現状で見通しが見つからないところは、積極的に民間派遣で確保し、今後ともより良い形で医師確保を行う。

< 竹田委員 >

地域開業医の勤務実状は。

< 病院事業管理者 >

月 1 回、第一日曜に外科医が 1 名。週 3 回、消化器内科医が 1 名。

< 藤本委員 >

内科医が 1 名減り、3 2 5 7 万円の純損失が出ている。整形外科と外科等は収益がでているが、開院からの医師確保が慢性的問題であり、病院本来の特色が発揮できていないのでは。

< 病院事業管理者 >

今年度に糖尿病内科とリハビリテーション科が増え 1 4 科になった。開業医の医師や病診連携で高度な検査や手術ができるような体制の構築を目指し、高度救急に近づけていく。昨年度は消化器内科等の医師が相次いで退職したことで、落ち込んでいるが、眼科では患者が増加している。今後の病診連携懇話会で、医師会との病診連携の体制を図り、絆を深め医師の構成に力をいただきたいと考えている。また、待たせる患者を少なくする取組みについての協議を毎週幹部会で行っている。

< 藤本委員 >

P19、給与費の増については退職金が入っているのか。

< 病院事業管理者 >

退職金が入っている。

< 眞継委員 >

P17、業務量のなかで整形外科のウエイトが高く、優秀な医師がいることをアピールしている結果だと考える。ただ、5 億円近い救急医療分、高度医療分の繰り入れがあることについてイメージが違うと考える。今後、市立病院が儲かる診療をしていくことにはならないと思うが、一般会計から拠出している高度医療が収益を生む部門になるのか、最終的な損益から考えたときに大きな問題になる。整形外科のウエイトが高い中での一般会計繰り入れはアンバランスであり、果たすべき役割が希薄になっているのでは。

< 病院事業管理者 >

整形外科が増加していることと、高度医療が果たす役割の希薄化とは。

少子高齢化が進む中で整形外科は増加している。他の病院でできない手術等も市立病院ならできる状況をつくっている。約 5 億 5 千万円のうち約 2 億 5 千万円は

国の交付基準であり、残りの約３億円は市が単費で支出しているものである。

< 眞継委員 >

南丹医療圏、亀岡市域において公立病院が果たすべき役割は、今まで実施できなかったことができるようになったのが基本にある。整形外科を軽くみているわけでないが、一般的に考えたときに、膝が痛いことに対する治療の技術が高いか低いかは症状によるが、一般の外科手術や内科診療、内視鏡を使った施術など、一般の病院で受けられない治療を提供するのが役割だと感じる。そうならばこの整形外科のウエイトに対しイメージが違うと感じる。

< 病院事業管理者 >

整形外科医３人が毎日５時６時まで交代で外来や他の病院でできないような手術を行っている。地域の近い場所で診ていただくような逆紹介もしているが、病院を選択するのは患者である。

< 立花委員 >

病床利用率の落ち込みについて、今後の対策は。また、全体の消費税額は。

< 病院事業管理者 >

目標病床利用率は８１％、近年最高で７８．９％。４月から電子カルテのデータを各医師に知らせ、医局に病床利用率と各医師の患者数を掲示した。月により入院数の増減が激しく、コンスタントな病床利用は職員確保から重要であり、職員一人ひとりが認識し取り組んでいる。

< 病院総務課長 >

消費税納税額は、２４年度１８３万５８００円、２３年度２５８万２３００円であり７４万６５００円減少。

< 立花委員 >

人間ドックや検診に力を入れるべきでは。

< 病院事業管理者 >

人間ドックは非常に医師の手をとるため、説明は院長が行っている。検診についても市内の医療機関で受けた後の必要な機器の活用や治療・手術を行うことで役割を果たしていきたい。

< 酒井副委員長 >

P14、地域住民の医療ニーズを的確に把握することにより当院の果たすべき役割を明確化しとあるが、具体的な掌握方法は。

< 病院事業管理者 >

アンケートはしていない。来院者への満足度調査や外来のクレーム、また病診連携懇話会での意見を受けて行った。

< 酒井副委員長 >

医療ニーズの変化により、何を政策医療と捉え繰り入れしていくのか変化する。開院時のニーズと変わっている場合、一定基準の見直しが必要。ベッド数に係る国の補助説明はあったが、それ以外の繰入基準はどうか。資料として繰入金書の要求書等の提出を願う。

< 管理部長 >

追加資料は国の繰入基準の通達で良いか、積算や内訳が必要か。

< 酒井副委員長 >

政策医療分については項目が分かるもの。政策医療以外で任意に繰り入れしている基準が分かる資料。

< 管理部長 >

資料を作成する。提出時に確認を願う。

<酒井副委員長>

よろしく願う。

<苗村委員>

診療科が増えたのは何科か。またリハビリテーション科の設置により何が変わるのか。

<管理部長>

入院できる科目が8診療科。外来は11診療科。糖尿病内科とリハビリテーション科と放射線科。リハビリテーション科は、診療受理の加算に必要で、収益確保のためにも行っている。

<明田委員長>

赤字経営と医師不足について、今後も十分な対策に取り組んでいただきたい。

[理事者退室]

~ 12 : 10

<休憩 12 : 10 ~ 13 : 10 >

(2) 第9号議案 平成24年度国民健康保険事業特別会計決算認定

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

あいさつ

<保険医療課長>

資料に基づき説明

~ 13 : 42

[質疑]

<立花委員>

P243 不納欠損655件の内訳は。

不納欠損は何年分の欠損か。

P247 短期証発行1055件について、1世帯当りの平均基準所得額約81万に係る保険料は約16万円である。約2割の保険料は低所得者では払えない。この点についての考えは。

条例減免の件数と金額。減免時の予算科目は。

<保険医療課長>

転出居所不明による時効551件、生活保護受給、競売、破産など生活困窮79件、資格証明書交付世帯16件、その他死亡等9件。

17、18、19年度を不納欠損している。時効は2年であり、時効中断のため督促状送付や納付相談を行っている。

24年度105件、501万8320円。保険料減額部分は、一般会計繰り入れはしていない。保険料で負担している。

<環境市民担当部長>

他の被用者保険に比べ、国民健康保険の負担割合は大きいですが、本市に限らず全国的に同様である。国民健康保険の維持が厳しい状況にあり、財政基盤の脆弱性改善を国に要請している。なお、制度として7割、5割、2割の法定軽減する運用のなかで努力していく。

<立花委員>

申請減免は条例にもとづき、所得が激減する場合に行われる。保険料から支払うのはおかしい。以前は必要分を一般会計から繰り入れしていた。条例にもとづくのであれば、検討する必要がある。短期証についても、46%の世帯が該当しているが、その世帯が滞納しているのではないか。減免制度の改善と救済措置を考え、払える保険料にするべきである。

<環境市民担当部長>

減免件数105件で約500万円だが、国民健康保険は国民皆保険制度を支える制度であり、持続可能な制度として運用できるよう現行制度の中で行う。減免額について補填する考えはない。

<立花委員>

京都府内の半分以上の市町村は減免分を一般会計から繰り入れている。繰り入れないと最終的に保険料が上昇するため、最低限一般会計から補填するべきと考える。

<環境市民担当部長>

国民健康保険は被保険者と保険者で成り立っており、市が保険者であり役割をどう果たすかについては、現行制度の中で維持する。

<苗村委員>

申請減免の内訳は。

概要説明での状況や基金の内容について、資料提出を願う。

P246、府支出金2%増加は府単費か。

<保険医療課長>

資料で提出する。

<環境市民担当部長>

亀岡市監査委員からの審査意見書 P19 に記載されている。

<保険医療課長>

2%は、国から府を通して支出される。

<眞継委員>

繰り越し約1億7300万円、返還金約8300万円、差し引き約9000万円を25年度に繰り越すで良いか。

<保険医療課長>

25年度に1億5000万の返還金が生じる見込みであり、25年度決算で償還金が出る。

<眞継委員>

25年度に1億7300万円を繰り越しで入れ、返還金見込み1億5000万円が出ていく理解で良いか。

<保険医療課長>

その理解で結構。

～ 14 : 11

(3) 第 1 4 号議案 平成 2 4 年度後期高齢者医療事業特別会計決算認定

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

～ 1 4 : 2 2

[質疑]

< 苗村委員 >

主要施策報告書 P287、滞納者 2 0 1 名の理由内訳は。

< 保険医療課長 >

保険料は前年度所得に対して賦課するが、その分が支払えない方である。

< 苗村委員 >

実態把握は。

< 保険医療課長 >

年金特別徴収者 8 0 %、口座振替や納付書 2 0 %。年金から介護保険料を引いた残りが 1/2 以下になると、後期高齢者保険料が引けなくなり、年金天引きでなく普通徴収になる。新規で 7 5 歳の方は 6 ヶ月間、また保険料額が変更になる方も普通徴収となる。

< 苗村委員 >

滞納者の詳細は。

< 保険医療課長 >

所得階層の分析はできていない。

< 立花委員 >

所得のない無年金の方も保険料は発生するが、資格証や保険証は全て交付されているのか。滞納者全員が保険証を受け取り医療給付を受けているか。

< 保険医療課長 >

軽減措置はあるが、保険料は発生し納めていただくことになる。全ての後期高齢被保険者に保険証を交付しており、資格証は発行していない。

< 藤本委員 >

収入がない場合も保険料が発生し、払えない場合も保険証が交付されるで良いか。

< 保険医療課長 >

保険料は、所得に対する保険料と均等割がある。所得が無い場合も保険料を賦課しており、納められない事情のある方は、分納相談を行ったうえで保険証を交付している。

～ 1 4 : 3 1

< 休憩 1 4 : 3 1 ～ 1 4 : 3 6 >

(4) 第 8 号議案 平成 2 4 年度一般会計決算認定

< 環境市民部長 >

各課の担当事業の概要説明

< 担当課長 >

[質疑]

< 立花委員 >

P79、最終処分場の維持管理経費について、エコトピア亀岡の埋め立て期間の現状は。拠点回収しているが、集積場にペットボトルが非常に多い、今後の対策は。埋立処分場の延命策が重要と考えるが、ごみ分析並びに延命策の取り組みは。

P82、消費生活対策経費について、オレオレ詐欺などの被害状況と対策は。

P17、火葬場使用料について、30件の減免内容は。

< 環境クリーン推進課長 >

24年度計画の埋立量が3万3055m³に対し、24年度末の実績が2万3593m³であり、計画より9462m³少なく20ヶ月の延命状況。

< 環境市民担当部長 >

エコトピア亀岡の分析結果について2010年に京都学園大学と産学協同で行った結果、プラスチック類が多くペットボトルも混ざっていた。埋立ての袋にペットボトルばかり入っている場合もあるが、日常管理の中で処分場の監視員がピックアップして資源化にまわしている。ペットボトルは拠点回収に加え、プラスチックごみ分別回収のなかでも行っていく。

< 市民課長 >

京都府管内でも自治体職員を名乗る詐欺等さまざまな手口があり、警察と連携を図り対応している。また消費者生活センターの情報網により情報の共有化をしている。相談の中では、多額の詐欺にあったケースはないが、買っていない商品を送りつける、送りつけ詐欺の問い合わせや相談が多くある。消費者教室や出張講座を行う中で指導啓発をしている。件数は把握していない。

< 環境政策課長 >

火葬場使用料の30件については、生活保護世帯による減免である。

< 藤本委員 >

P67、住宅用太陽光発電システム設置補助金について、申請から許可までの日数は。

< 環境政策課長 >

本市の補助金申請は、時間がかからない。一般社団法人太陽光発電協会の審査に時間がかかる。太陽光発電協会の決定後でないと本市の補助金は交付していない。

< 環境市民部長 >

本市では太陽光発電協会の補助決定を受けてから、6ヶ月以内であれば補助申請を受付けている。

< 竹田委員 >

年度内に一度打ち切って再開したことは。

< 環境市民部長 >

打ち切りをしたことはなく、年度途中で補正対応をしている。9月末で予算額に達した場合は12月補正ということになるが、現在のところ長期停滞はない。

< 西口委員 >

ペットボトルの拠点回収について処分方法は。

< 環境クリーン推進課長 >

本市に中間処理施設はないので、収集運搬業者が中間処理施設まで運搬し、処理しており、エコトピア亀岡に埋め立てはしていない。

< 西口委員 >

ペットボトルを処理すれば、どれぐらいの量になるのか。

< 環境市民担当部長 >

市が委託しているのは、収集と選別、バール化(ひとかたまりの梱包)までである。
その後、業者によりリサイクル工場で細分化を行い、ペレット状にし繊維製品などに再利用されている。

< 明田委員長 >

数量換算か。

< 環境市民担当部長 >

重量換算している。

< 西口委員 >

動力噴霧機 2 台の用途は。

< 環境政策課長 >

当課は災害対策本部、救助部衛生班になっており、災害時に職員が使用する。

< 西口委員 >

先日、薬液散布の際にトラブルがあったと聞いているが、思い当たることはないか。

< 環境市民担当部長 >

防疫の際にトラブルがあったことは把握している。報告にあった名前と実際に行った者の名前が一致していないので、現在も調査中である。

< 苗村委員 >

P76、医王谷埋立処分場維持管理経費について、閉鎖後も毎年多額の経費が支出されているが、今後の見通し並びに閉鎖後に支出した経費額は。

< 環境クリーン推進課長 >

医王谷埋立処分場は 19 年 3 月に終了したが、最終処分場の廃止関係法令基準に適合しなければ、府知事の廃止確認がとれない。現在、浸出水・発生ガスは基準値内であるが、数値に少し変動がある。地盤沈下も完全に安定しておらず、関係法令により一定基準を満たすまで廃止にならない。廃止に向け引き続き調査をしている現状で、見通しは経っていない。

< 竹田委員 >

P73、火葬場等経費について、今後増加が見込まれるなか、24 年度の 850 体をどう考えているか。

< 環境市民部長 >

火葬場は、1 月 1 日以外は全て稼働しており、1 日 6 体の受入が可能である。火葬場計画では、団塊の世代が 85 歳になる 20 年後をピークに 37 年頃に受け入れが厳しくなると考えている。27 年度の策定計画で基準を示していきたい。

< 竹田委員 >

1 日に処理できない為、他市に依頼したことはないか。

< 環境市民部長 >

1 日に 5 体を超える日は少なく、他市に依頼したことはない。

< 竹田委員 >

他の火葬場を使用した場合、金額が数倍になるが、本市の炉の関係等で他へ行った場合の補助等はあるか。

< 環境市民部長 >

相手方の火葬場料金に従い、本市での補助はない。

< 苗村委員 >

P79、粗大ゴミ処理経費について、可燃性粗大ごみは破碎処理後に焼却であるが、見学した際には家具などリサイクルできそうな粗大ごみがあった。個人の問題ではあるが、破碎処理による資源化だけでなくリサイクルができないか。

<環境クリーン推進課長>

リサイクルは難しい。粗大ごみは可燃と不燃に分かれており、料金をいただいた上で、環境事業公社に回収を依頼している。破碎処理後に可燃は桜塚工場で、不燃は民間の三重中央開発に処分を依頼している。

<眞継委員>

P80、し尿収集経費について、し尿収集量が14.4%減、汲取手数料収入も減ったが、経費は収入と連動する形なのか、事前契約委託であり簡単でないと思うが、相関関係があるべきと考える。

<環境クリーン推進課長>

汲取手数料13%減。委託料9.8%減、運営補助金4.3%減。

<眞継委員>

運営経費減は、当初予算での減少でなく、汲取手数料に連動した減少と理解して良いか。

<環境市民担当部長>

汲取りは環境事業公社と南丹清掃に依頼している。南丹清掃とは民間の想定収集量をもとに台数契約をしている。環境事業公社が収集量見込みによる人員計画を行っており、24年度は収集人員1名減になったが、3月と4月の量を比べた時に確実に処理できるよう考えている。

<眞継委員>

処理量の減少により急な人員削減ができるわけではなく、固定費も一定必要なことは理解するが、処理量が減ることは収入が減ることである。民間委託の形態は、処理が減れば自動的に減ると理解したが、そうでない部分の補助金は残る。その部分は連動しないのか。

<環境市民部長>

処理経費と収集経費を別に考えていただきたい。施設に関わる経費は、処理量が減れば、必要な薬品等は減るが、職員を減らせる訳ではない。収集も量の減少に伴い確実に車が1台減らせれば良いが、現実には0.5台の場合には1台運行するのと同様の経費がかかる。

<竹田委員>

塵芥収集での事故があった件について、分かれば説明願う。

<環境クリーン推進課長>

手元に資料がない。

<藤本委員>

ボンベを出す場合に、穴を開ける開けないは自治体により違うが本市では。

<環境クリーン推進課長>

使い切った上で、穴を開けて出していただきたい。

<眞継委員>

P66、環境対策事務経費について、下矢田みどりの郷広場の維持管理業務委託料を支出しているが、雑草管理を毎日は無理だと思うが、もう少し草刈りができないか。

<環境市民部長>

植栽の草刈りは年2回程度行い、一定の管理をしている。グラウンドは地域の方が使用することにより、草刈りをされている。

< 明田委員長 >

P19、燃焼物処理手数料で約 9 3 0 0 万円の歳入があるが、民間の持ち込みか、また亀岡市以外の業者も受入れしているのか。

< 環境クリーン推進課長 >

1 0 キロあたり 1 5 0 円の処理手数料であり、事業所における一般廃棄物と一般家庭分で、計 6 2 5 5 . 3 5 t の処理手数料。受入れは亀岡市のみ。

~ 1 6 : 1 5

[理事者退室]

散会 ~ 1 6 : 2 0